

生活年金共済のご案内

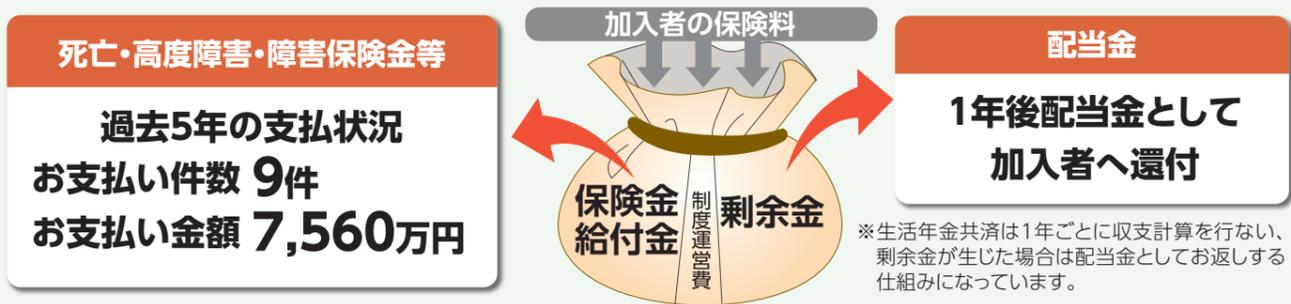
(年金払特約付障害特約付団体定期保険)

手続きは年に一度です。ぜひこの機会をお見逃しなく!

PR期間 令和6年9月18日～令和6年10月11日

保険期間 令和7年2月1日～令和8年1月31日

制度の仕組み



保障内容

- 死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合、死亡・高度障害・障害保険金を（一時金または年金形式にて）お支払いします。
- 障害状態（障害年金1級、2級）の場合、障害初期給付金をお支払いします。

生活年金共済のポイント

1 お手頃な100万円コースあります!

月額保険料(概算)598円～ 本人(64歳まで)

2 令和6年度新採用正規教職員の方は、100万円コースの保険料相当額を互助会が令和7年2月～令和7年12月まで(※11ヵ月分)全額負担します(※)

(配偶者保険料を除く)

※申込書をご提出いただいた方に限ります。令和8年1月以降、保険料は給与から控除されます。
 ※本人の死亡・高度障害保険金額100万円コースの保険料相当額を互助会が補助します。なお、所属員が受け取った保険料補助部分は雑所得の対象です。
 ※保険料補助は将来減額・廃止される場合があります。 ※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。
 ※個々の税務上の取扱いについては、必要に応じて、所轄の税務署等に確認してください。

3 保険料は年齢にかかわらず一律です

4 配当金還付があります

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金として還付されます。

5 配偶者も合わせて加入できます

互助会会員(育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員を除く)とその配偶者だけが加入できる1年更新の団体定期保険です。

6 一時金受取だけでなく、年金形式でのお受取が可能です

7 加入手続きが簡単です

医師による診査の必要はなく、簡単な告知のみで加入できます。

・本制度は主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約・障害特約)をセットしたものです。
 ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください

お問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 公法人第四部法人営業第一部 TEL:045-253-3431(担当 救仁郷・熊谷) 受付時間:9:00~17:00(土日祝日除く)

MY-A-24-他-007051

ライフステージに合わせた推奨コースの例

新採用限定特典
保険料11ヵ月分を
互助会全額負担

新採用
の場合

推奨コース:100万円

100万円 月額保険料(概算) 598円	死亡・高度障害に該当されたとき 一時金 100万円	障害年金1級・2級に該当されたとき ^{※1} 障害保険金 100万円 + 障害初期給付金 10万円
----------------------------	---------------------------------	---

独身
の場合

推奨コース:300万円~600万円

300万円 月額保険料(概算) 1,794円	死亡・高度障害に該当されたとき 初年度年金月額 約4.5万円×5年 年金原資 300万円	障害年金1級・2級に該当されたとき ^{※1} 障害保険金 300万円 + 障害初期給付金 30万円
600万円 月額保険料(概算) 3,588円	初年度年金月額 約6.3万円×7年 年金原資 600万円	障害保険金 600万円 + 障害初期給付金 60万円

結婚している
場合

推奨コース:1,500万円~1,800万円

※配偶者は600万円まで加入できます。

1,500万円 月額保険料(概算) 8,970円	死亡・高度障害に該当されたとき 初年度年金月額 約7.1万円×14年 年金原資 1,500万円	障害年金1級・2級に該当されたとき ^{※1} 障害保険金 1,500万円 + 障害初期給付金 150万円
1,800万円 月額保険料(概算) 10,764円	初年度年金月額 約7.3万円×16年 年金原資 1,800万円	障害保険金 1,800万円 + 障害初期給付金 180万円

子どもが
2人いる
場合

推奨コース:2,100万円~2,400万円

2,100万円 月額保険料(概算) 12,558円	死亡・高度障害に該当されたとき 初年度年金月額 約7.4万円×18年 年金原資 2,100万円	障害年金1級・2級に該当されたとき ^{※1} 障害保険金 2,100万円 + 障害初期給付金 210万円
2,400万円 月額保険料(概算) 14,352円	初年度年金月額 約7.4万円×20年 年金原資 2,400万円	障害保険金 2,400万円 + 障害初期給付金 240万円

再任用
の場合

推奨コース:300万円~600万円

300万円 月額保険料(概算) 1,794円	死亡・高度障害に該当されたとき 初年度年金月額 約4.5万円×5年 年金原資 300万円	障害年金1級・2級に該当されたとき ^{※1} 障害保険金 300万円 + 障害初期給付金 30万円
600万円 月額保険料(概算) 3,588円	初年度年金月額 約6.3万円×7年 年金原資 600万円	障害保険金 600万円 + 障害初期給付金 60万円

※障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。 ※障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
 ※障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
 ※死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。 ※障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。 ※障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
 ※高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。 ※障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和7年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
 ※1 障害年金2級は障害初期給付金のみお支払いします。

9月18日以降に各所属に学校メール便で次の書類をお送りします。

●新規申込書類(パンフレット等1部・申込書2部)

※パンフレットは互助会ホームページにも9月18日以降に掲載します。

追加のパンフレットをご希望の方は互助会に請求してください。 <https://hamagojo.com/news/seikatsu/>

